

ウェブサイト制作・保守管理サービス約款

このウェブサイト制作・保守管理サービス約款（以下、「本約款」という）株式会社フジクリエイティブ（以下、「当事業者」という）が提供するウェブサイト（以下、「本件ウェブサイト」という）の制作および本件ウェブサイトの保守管理サービス（以下、「本サービス」という）に適用されるサービス基本約款です。本サービスの利用者（以下、「本利用者」という）は、本約款に基づき、当事業者との間で次の通りサービス契約（以下、「本契約」という）を締結するものとします。

第 1 条（提供内容）

本契約において、当事業者が利用者に対して提供する制作サービス等は次の通りとします。

1. 本サービスを適切に履行するためには利用者と当事業者との協同が必要不可欠であることに鑑み、利用者は、当事業者より本サービス遂行のために協力するよう要請があった場合、合理的な範囲内で必要な協力を行うものとします。

2. 再委託

当事業者は、本サービスを実施するために、当事業者の裁量にて第三者に本サービスの全部または一部を再委託することができ、利用者は当該再委託を予め承諾するものとします。その場合における当該第三者の行為はすべて当事業者の行為とみなし、当事業者がそのすべての責任を負うものとします。

3. 制作作業

当事業者は、利用者のウェブページの希望構成、希望デザイン、希望文章等の概要等を記載した当事業者が提供する仕様書（名称は問わない。以下「本件仕様書」という。）に従って、本件ウェブサイトの制作を行うものとします。

4. 制作期間

当事業者は、利用者からの前項 3 による本件仕様書および第 4 条 1 項に定める利用料金の支払いと本件ウェブサイトを構成する為の全ての文章、画像ファイル等の受領の日から起算し 30 日間以内に本件ウェブサイトを次項 5 に定める検収の段階まで進めることとします。

5. 検収

当事業者は、本件ウェブサイト制作作業が完了次第、当事業者の定めるテスト環境上に本件ウェブサイトを構成するデザインおよびページデータ等をアップロードし、文書（電子メールを含む）にて利用者に検収依頼の旨を通知するものとし、利用者は検収依頼の発信日から 15 日間以内に本件ウェブサイトの検査を完了するものとし、

6. 検収完了

利用者の文書（電子メールを含む）による検査完了の通知または前項 5 による検収依頼の発信日から 15 日間の経過を以て自動的に検収完了となるものとし、ただし利用者から検収物における瑕疵の報告があれば、当事業者は合理的な範囲内で必要な協力のもと、本件ウェブサイトの補正、修正を行い、その後の取扱いは、前項 5 に準ずるものとし、

7. 制作完了・公開

当事業者は利用者の検収完了の通知から 7 日間以内に本件仕様書に定めるアドレス上に検収完了物をアップロードすることで制作サービス等を完遂したものとし、

8. 瑕疵担保責任

・前項 7 に定める検査では発見することが困難であった仕様との不一致（以下「瑕疵」）が検収完了後 15 日以内に発見された場合、利用者は当事業者に対して瑕疵の修正を請求することができるものとし、

・瑕疵修正の請求があった場合、当事業者は合理的期間内に瑕疵の修正を行うことで、利用者に対するその他の責任を免れることができるものとし、

・本契約期間中および本契約終了後において、利用者は当事業者に対し、瑕疵に基づく報酬減額請求および損害賠償請求を行うことはできないものとし、

本契約において、当事業者が利用者に対して提供する保守サービス等は次の通りとします。

1. ウェブサイトの保守管理

本件ウェブサイトの公開状態の維持および障害・不具合・トラブル発生時の原因調査を行なうこと。

2. ウェブサイトの更新・修正

本件ウェブサイトの公開状態を維持する為に必要な既存コンテンツの更新・修正を行うこと。

3. ウェブサイトの復元

本件ウェブサイトに障害・不具合・トラブルが起きた場合、当事業者は利用者の保管する文章と画像ファイル、ダウンロード用ファイルに基づき、当該事象認知から 15 日以内にウェブサイトの復元を可能な限り行うこととします。但し本件ウェブサイト構成・デザイン・文章・画像全ての完全な復元については保証しないものとします。

4. 利用者の指定サーバーにウェブサイトに係るファイルをアップロードする場合

ただし本件ウェブサイトを公開する為に、利用者が管理者権限を有する指定のサーバー上に、本件ウェブサイトに係るファイルをアップロードする場合は以下についても同意したものとします。

- ・契約期間中は利用者の指定サーバーの公開スペースへ当事業者がアクセスおよびファイルのアップロードや編集作業を行うことができるよう、ゲストアカウント(指定サーバーの公開スペースへアクセスする為の ID、パスワードなど)を当事業者へ提供すること。
- ・利用者が当事業者に指定サーバーの公開スペースへアクセスする為のゲストアカウントなどを提供する前に、指定サーバーの公開スペース上に既にファイルがあれば利用者はそれら全てを自身でバックアップ・保管しておき、サーバー上から削除しておくこと。
- ・当事業者が利用者の指定サーバーにアクセス、作業したことによって発生したいかなる損害について、当事業者は一切の責任を負わないこと。
- ・当事業者が利用者の指定サーバーの公開スペースへアップロードしたいいかなるファイルについて

て所有権、著作権など一切の権利は当事業者に帰するものであり、当事業者の許諾を得ずに編集、削除、複製、第三者への提供、ダウンロードなど一切の行為をしないこと。

・本契約が終了するまたはした場合、当事業者が利用者の指定サーバーの公開スペースへアップロードした全てのファイルを、当事業者または利用者が削除すること。

本サービス等に含まれない作業

利用者および当事業者は、次に定める作業および本約款第 1 条に定めていない作業が本契約の対象外であることを確認したものとします。

・本件ウェブサイト（当該ウェブサイトを構成するプログラムおよびシステムを含む。以下、本項では同じ）以外の改修および保守

・本件ウェブサイトを構成する文章と画像ファイル、ダウンロード用ファイルなどの原本の保管（当該原本ファイルの保管は利用者の責任と負担で行うものとします。）

・本件ウェブサイトに関連しない問い合わせ

・インフラ関連開発（第三者のサーバー環境構築など）

・インフラ関連保守（第三者のサーバー障害・復旧対応、サーバー監視作業など）

・本件ウェブサイト運用における定常的な監視

・稼働環境や閲覧環境（OS のバージョンアップやブラウザのバージョンアップ）の変化・変更による不具合の調査および修正

・本件ウェブサイトに対する新規システムの導入または外部システムとの連携

・外部サービスへの問合せ対応

・サーバーログ解析作業

・本件ウェブサイト広告の運用

・本件ウェブサイトの翻訳（日本語を外国語に翻訳すること、外国語を日本語に翻訳することの両方を含む）

第 2 条（その他の同意事項）

当事業者と利用者は、以下についても同意するものとします。

1. 当事業者の資料やウェブサイトなどいかなる媒体においても、本件ウェブサイトが契約中・契約終了済を問わず制作事例として紹介される場合があること。
2. 本契約が終了したとき、当事業者が保守・管理していた本件ウェブサイトに係るドメインについて利用者が譲渡を申し出た場合、当事業者はただちに当該ドメインのレジストラロックを解除し譲渡可能な状態にします。利用者が当該ドメイン譲渡の申し出をしなかった場合にも当事業者はただちに所有権を放棄し、その後の保守管理義務はないものとします。

第 3 条（本サービスの利用申込み）

本サービスの利用申し込みは、本約款をご承諾の上、メール・申し込みフォーム・電話などでの申し込みにより行うものとします。当事業者が利用者の申し込みを確認および承諾したときに本サービスの本契約が成立します。但し、以下の場合は利用者の申し込みを承諾しない場合があります。

1. 第三者を誹謗中傷したり、公序良俗に反するような行為をした場合
2. 過度の性的表現や暴力表現が含まれる場合
3. 法令に違反する行為をした場合
4. その他、当事業者が不相当と判断した場合

第 4 条（利用料金）

1. 利用者が当事業者に支払う、本サービスに対する 1 ヶ月あたりの利用料金は、ウェブサイト 1 ヶにつき 5,800 円(税込) とします。
2. 本約款第 1 条に定める内容を超過する場合、または本約款第 1 条に含まれない作業については、別途請求料金を定めるものとします。
3. 利用者は、毎月、前項 1 に定める利用料金を毎月、月末日までに当事業者の指定する口座に振込んで支払うか第三者の決済会社を介して支払うものとします。なお、利用料金の支払い

に必要な振込手数料などは、利用者の負担とします。

第 5 条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は利用者から当事業者へ最後の利用料金を支払ってから 31 日間までとします。但し、本契約終了の 10 日前までに書面による異議を申し出なかった場合、本契約は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 本サービスには最低利用期間が 1 年間となります。最低利用期間中は解約することができません。

第 6 条 (権利の帰属)

本件ウェブサイト、および本件ウェブサイトの意匠・ページの構成・デザイン・加工成果物・プログラム等に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、利用者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当事業者に帰属するものとします。

第 7 条 (禁止行為)

利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

1. テスト環境を含むサーバーに著しく負荷を掛けるような行為
2. テスト環境を含むサーバー経由でのスパムメール、迷惑メールの送信
3. 第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、肖像権等の権利を侵害する、あるいは法令に違反する、または誹謗中傷、営業妨害、名誉毀損等に該当するコンテンツの掲載

第 8 条 (免責)

当事業者は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに利用者は合意するものとします。

1. 利用者の故意・過失による画像、動画、イラストまたはコンテンツの毀損
2. テスト環境を含むサーバーに対するメンテナンス等の理由により、一時的に閲覧できない状態になること
3. 電気通信網の遮断その他不具合による情報授受が不可能または不完全となること
4. 第三者サービス提供会社によるサービス内容の変更・廃止に伴うウェブサイトへの悪影響
5. 第三者が権利を有するシステムまたはサービス内容の廃止・変更に伴うウェブサイトへの悪影響
6. 当事業者が利用者に対して行った改善提案による絶対的な効果保証
7. ウェブサイトに対して来る閲覧者からのクレーム
8. 利用者が当事業者に提供した情報に基づき制作したコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起

第 9 条 (契約の解除)

利用者および当事業者は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができるものとします。

1. 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申し立てがなされたとき
2. 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
3. 会社の営業活動若しくは営業用資産の全部または重要部分を第三者に譲渡したとき
4. 公租公課の滞納処分を受けたとき
5. 第 4 条 3 項による支払い期間までに利用者からの利用料金の支払いがなかったとき
6. その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第 10 条 (契約の終了)

契約終了日の翌日以降に利用者のウェブサイトを開覧できない状態に致します。契約終了日以降のデータの保障はしないものとします。

第 11 条 (損害賠償)

利用者および当事業者は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとします。但し、当事業者の賠償額は、利用者が当事業者に支払った直近の利用料金を上限とします。

第 12 条 (遅延損害金)

利用者が利用料金の支払を遅延した場合、当事業者に対し支払期日の翌日から解決の日まで年率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第 13 条 (不可抗力)

本契約の履行がストライキ・ロックアウト等の労働争議・暴動・火災・天災・公衆回線等通信回線の不通・異常・故障等・行政機関の措置・その他の合理的支配を超えた原因によって不可能となりもしくは遅延した場合、利用者および当事業者は、相手方に対し損害賠償その他の責めに任じないものとします。

第 14 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する利用者当事業者間の紛争については、当事業者の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（本約款の変更）

1. 当事業者は、当事業者のウェブサイトにおいて1カ月以上前に告知することにより、本約款を変更することができるものとします。
2. 利用者が本約款の変更に同意しないときは本契約を解除することができるものとします。但し、利用者が改定日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとします。

附則 この約款は2022年1月1日より適用されます。